

後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？～

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■ 第三者の行為とは？

- ・交通事故
- ・購入食品や飲食店等での食中毒
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・暴力行為 など

■ 必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者の行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

■ 警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

■ 役場窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届け出をすることが義務付けられていますので、必ず役場窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- ・第三者行為による被害届（役場窓口にあります。）
- ・被保険者証
- ・被保険者の印鑑
- ・事故証明書（後日でも可）など

※詳しくは役場窓口へご確認ください。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011-290-5601

小平町役場 保健福祉課 福祉係

☎0164-56-2111（内線272・287）

小平町高齢者グループハウス「はまなす荘」の入居者を募集しています

- *所在地 小平町字鬼鹿港町287番地の1
- *募集室数 3室
- *入居資格 小平町に住所を有する、おおむね65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された、一人暮らしの方及び夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。
- *使用料等 居室使用料（月額）10,100円
共有室使用料（1人入居の場合）月額2,000円（2人入居の場合）月額4,000円
※居室における光熱水費（電気料・上下水道料）は、各室ごとの自己負担となります。
- *その他 お申し込みが募集室数を超える場合は抽選となる場合がございますので予めご了承ください。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係（内線272・273）もしくは、鬼鹿支所（☎57-1111）、達布支所（☎58-1111）